

# 児童の手当に関する手続き

## 17 ひとり親家庭の手当・医療費助成の手続き

### 手続きの説明

18歳到達後最初の年度末（3月31日、ただし4月1日生まれの方は前日の3月31日まで）までのお子様（20歳未満で中度以上の障害を有するお子様を含む）を養育しているご家庭で、配偶者等が亡くなられた場合、状況によりひとり親家庭の手当・医療費助成制度を受給できる可能性があります。

詳しくはお問い合わせください。

### 申請書等

- ・児童扶養手当認定請求書
- ・児童育成手当認定申請書
- ・ひとり親家庭等医療費助成制度医療証交付申請書

### 持ち物

- ・請求者及び児童の戸籍謄本（配偶者の死亡の記載が有り、1か月以内に発行されたもの）
- ・外国籍の方は戸籍謄本にかわる証明書等
- ・請求者名義の預貯金口座番号（一部金融機関を除く）
- ・「個人番号確認」と「本人確認」書類
- ・その他上記以外にも、別途書類をご用意していただく場合がございます。

### 受付窓口

- ・各総合支所保健福祉センター子ども家庭支援課  
【窓口一覧参照】

### 期限

- ・手続きが遅れますと、受給できない月が発生しますので、ご注意ください。

### 問い合わせ先

- ・各総合支所保健福祉センター子ども家庭支援課  
【窓口一覧参照】

## 18 児童育成手当・児童扶養手当・特別児童扶養手当 の手続き

### 手続きの説明

亡くなられた方が①児童育成手当・②児童扶養手当・③特別児童扶養手当を受給されていた場合、受給資格喪失の手続きが必要です。

新たに養育者となられた方が各手当を受給できる場合があります。

詳しくはお問い合わせください。

### 申請書等

- ・児童扶養手当受給者死亡届等

### 持ち物

- ・詳しくはお問い合わせください。

### 受付窓口

- ・各総合支所保健福祉センター子ども家庭支援課

【窓口一覧参照】

### 期 限

- ・手続きが遅れますと、未支払手当の支給の遅延や、新しい受給者が手当を受給できない月が発生する可能性がありますので、ご注意ください。

### 問い合わせ先

- ・各総合支所保健福祉センター子ども家庭支援課

【窓口一覧参照】

メモ

---

---

---

---

---

---

---

---

## 19 児童手当・子ども等医療証の保護者登録の手続き

### 手続きの説明

亡くなられた方が児童手当の受給や子ども等医療証の保護者登録をされていた場合、変更手続きが発生することがあります。

また、15歳到達後最初の年度末（3月31日、ただし4月1日生まれの方は前日の3月31日まで）までのお子様を養育しているご家庭で、配偶者等が亡くなられた場合、状況により児童手当を受給できる可能性があります。

詳しくはお問い合わせください。

### 申請書等

- ・児童手当認定請求書兼額改定請求書

### 持ち物

- ・子ども等医療証
- ・請求者名義の預貯金口座番号（一部金融機関を除く）  
※支給対象児童名義の預貯金口座番号が必要になる場合があります。詳しくはお問い合わせください。
- ・「個人番号確認」と「本人確認」書類
- ・その他上記以外にも、別途書類をご用意していただく場合がございます。

### 受付窓口

- ・各総合支所保健福祉センター子ども家庭支援課  
【窓口一覧参照】

### 期限

- ・児童手当の受給者変更は手続きが遅れますと、受給できない月が発生しますので、ご注意ください。

### 問い合わせ先

- ・各総合支所保健福祉センター子ども家庭支援課  
【窓口一覧参照】

メモ

---

---

---

## 20 児童手当・児童育成手当・児童扶養手当・ 特別児童扶養手当の支給対象のお子さまへの手続き

### 手続きの説明

亡くなられたお子さまが①児童手当・②児童育成手当・③児童扶養手当・  
④特別児童扶養手当の支給対象児童となっている場合、各手当受給資格の消滅または  
減額手続きが必要です。

詳しくはお問い合わせください。

### 申請書等

- ・各手当の消滅届等

### 持ち物

- ・詳しくはお問い合わせください。

### 受付窓口

- ・各総合支所保健福祉センター子ども家庭支援課

【窓口一覧参照】

### 期 限

- ・手続きが遅れますと、未支払手当の支給が遅れる可能性がありますのでご注意  
ください。

### 問い合わせ先

- ・各総合支所保健福祉センター子ども家庭支援課

【窓口一覧参照】

メモ

---

---

---

---

---

---

---

---